

## 永平寺町導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町の人口は、令和7年1月1日現在で17,644人であり、第二次永平寺町総合振興計画後期基本計画（令和5年3月31日策定）によると、今後も減少が続き、令和22年（2040年）には15,241人になると推計されている。

本町の産業構造としては、事業所数を産業大分類別に見ると、繊維産業をはじめとする製造業、卸売業・小売業を中心に多様な業種の事業所が点在している。中小企業者の約80%が小規模事業者のため下請けの事業者が多く、他企業の実績や景気等外部からの影響を非常に受けやすい中、従業者の高齢化による生産力の低下や販路開拓の停滞も課題となっており、少子高齢化による後継者不足、近隣市の大型商業施設等の出店により、小売業をはじめとする多くの業種に影響を及ぼし、今後、廃業となる事業者は増加することが見込まれる。

また、雇用情勢については、本町の有効求人倍率は1倍を下回っており、求職者が多い状況にも関わらず、町内常住就業者の近隣市への流出や町内事業所とのミスマッチが要因となり、人手不足と労働力の確保が困難な状況となっている。

このような状況から、本町における産業の維持・発展を図るためにも、先端設備等の導入を促進し、町内の事業者の労働生産性の向上を図っていくことが必要である。

#### (2) 目標

本町では、第二次永平寺町総合振興計画後期基本計画において、「地域の価値を高め、賑わいのあるまちづくり」という基本目標を掲げている。この目標の実現に向けて、中小企業者の設備の導入を支援し、中小企業者の労働生産性を向上させることによって、地域経済の更なる活性化を目指す。先端設備等の導入目標は、導入促進基本計画の期間2年間に8件の導入を目指す。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるもの。）が年率3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

町内の幅広い事業者の先端設備等の導入を促進し、本町全体の産業における労働生産性を向上させるため、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

#### (1) 対象地域

町内の多様な事業者の先端設備等の導入を促進し、本町全体の労働生産性を促進するため、本町の全てを対象地域とする。

#### (2) 対象業種・事業

本町の経済は、製造業、卸売業・小売業を中心に多様な業種によって支えられている。したがって、本町の多様な業種の生産性向上を実現させるため、全ての業種・事業を対象とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日～令和9年3月31日までとする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間及び5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ①人員削減を目的とした取り組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ②町税に滞納がある場合は、先端設備等導入計画認定の対象としない。
- ③公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の対象とせず、健全な地域経済の発展に配慮する。